

## 第5 仲裁法

### 1 仲裁法制定

仲裁法の制定は、社会の複雑化・多様化、国際化が進展する中で、紛争について多様な解決制度を整備する必要があるという認識の下に行われることになった。その中で、特に、共通の手続や価値観のない国際紛争にあっては、仲裁による紛争解決が実効性のある迅速な解決手段でありながら、旧仲裁法は、現代の社会経済状況に適合しないばかりでなく、国連の国際商取引法委員会で検討され、各国で採用されているモデル法（アンシトラル）とも内容的にかけ離れていたため、2003（平成15）年8月1日に公布され、2004（平成16）年3月1日に施行された。

### 2 仲裁法の構成・概要等

#### (1) 構成

仲裁法は、総則、仲裁合意、仲裁人、仲裁廷の特別の権限、仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理、仲裁判断の終了、仲裁判断の取消し、仲裁判断の承認及び執行決定、雑則、罰則の10章55条及び附則22条で構成されている。

#### (2) 概要

仲裁法案提案理由説明書によれば、この概要は、

- ① 仲裁合意は、明確化の観点から書面によるものとするとともに、通信手段の発達を踏まえて、電子メールによることも認めた。
  - ② 仲裁人選定手続や仲裁人の権限をめぐって手続が停滞しないための規定を設け、手続自体についても当事者の自主性を尊重しながら、合意が成立しない場合には国際的標準に従った内容の規定を置いた。
  - ③ 仲裁判断書の記載内容を定め、取消事由等についても国際的標準に従って整備し、仲裁判断の取消し及び執行の許可については迅速な対応をするため決定手続とした。
- と説明されている。

ところで、この仲裁法にあっては、当分の間、①消費者と事業者との間に成立した仲裁合意は消費者が解除できること、②個別労働関係紛争を対象とした仲裁合意は無効とするという重要な規定が附則に置かれている。

このような仲裁合意に関する規定が附則に置かれたのは、検討会の議論の中で、手続法は万人に適用されるべきであり、個別契約の修正は消費者契約法等で行うべきであるという立場と、当事者間に圧倒的な力の差がある場合には仲裁法でも手当をすべきであるという立場の違いがあり、この両者の議論の到達点として、附則に「当分の間」という期間限定を付して特則を置くことでこの問題を解決したことによるものである。

なお、個別労働関係紛争については、労働検討会で早急に結論を出すということで、暫定的に無効とされたものであるが、その後、すでに労働審判など裁判よりも迅速で柔軟な手続が法定化され実施されている反面、労働契約法（2008〔平成20〕年3月1日施行）でも仲裁については触れていない。したがって、未だ仲裁法附則の規定が効果を有しているといえる。

### 3 これからの課題

仲裁法の制定を契機として、これまで我が国の紛争解決制度として利用されることがほとんどなかった仲裁制度が改めて脚光を浴びることになり、この制度が活用されることが期待される。

他方、消費者との関係で議論されたように、業者が設営する仲裁機関等で適正な仲裁判断がなされるかという問題を含んでいることも事実である。

そこで、今まで（あっせん）仲裁センター（紛争解決センターの名称を用いる弁護士会もある）を開設して迅速な紛争解決を行ってきた弁護士会では、仲裁制度の有用性を市民に認識してもらうために仲裁について広報するとともに、未設置の弁護士会では、市民が利用しやすいように仲裁センターの開設を促進する必要があると考える。

多くの紛争は、中立な専門家が仲裁に入ることで解決すると考えられる。裁判所の調停も可能であるが、必ずしも弁護士のような法律家やそれ以外の専門家が調停人となっておらず、かえって紛争が長期化する場合もある。弁護士会の仲裁センターは、専門性のある弁護士を仲裁人にすることで、効果的な仲裁を実施することができるものと期待できる。

また、仲裁の専門性を高めるための組織作りが必要であり、弁護士を中心として設立された社団法人日本仲裁人協会の活動が期待される場所である。